

平成 15 年 10 月 30 日

コンテンツ専門調査会 様

協同組合 日本映画撮影監督協会

名誉会長 高村倉太郎

### 「コンテンツビジネス振興に係る課題」

#### 1.日本映画振興のための「12 の提言」

平成 13 年 12 月に「文化芸術振興基本法」が制定されたのを機に、文化庁は日本映画の振興を図るために平成 14 年 5 月「映画振興に関する懇談会」（座長・高野悦子）を発足させました。

懇談会の実施に当たっては文化庁のみならず、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省などの関係省庁の参加を得て、省庁間の行政分野を越えた横断的な視点からの協議が進められました。

懇談会は、委員全員による全体会議の他に、「人材養成」「製作」「配給・興行」「保存・普及」をテーマに四つの分科会を設けて専門分野ごとの協議を行う一方、映画関係団体とのヒヤリングや海外の映画事情の視察報告など、広範な意見や要望などの収集に努めました。

全体会議は、これらを総合的に検討、協議を行い、懇談会の結論として「これから日本映画の振興についての施策」として「12 の提言」にまとめ、平成 15 年 4 月文化庁長官に答申しました。

#### 提言

- 1.日本映画フィルムの保存を行う制度の創設
- 2.新たな製作支援形態の導入
- 3.地域におけるロケーション誘致への協力
- 4.非映画館も活用した上映機会の拡大
- 5.多様な映画作品情報と上映者との出会いの場の形成
- 6.国内映画祭の普及・発進機能の充実
- 7.海外展開への支援
- 8.現場と密着した人材養成策の再構築

## 9. 映画の広場の開設

### 10. 映画という芸術分野への適正な評価

### 11. 子どもの映画鑑賞普及の推進

### 12. フィルムセンターの独立

この「12 の提言」は、日本映画の振興にとっていずれも必要不可欠なものであり、早急な具体化と速やかな実施が望まれますが、そのためには、関係者によるさらなる協議研究が必要ではないかと思われます。

文化庁は、「12 の提言」の具体的推進を図るために、「日本映画・映像振興プラン」として、平成 16 年度概算要求総額 38 億円を要請しています。(資料 1)

## 2. 映画振興に欠くことのできない課題

前述の「12 の提言」は、関係者間の努力により一応具体化への道筋ができたともいえますが、映画製作に直接的に携わっている監督、メインスタッフ、俳優に係わる問題で、未だに解決されていない重要な課題があります。

### 1. 著作権をめぐる問題

### 2. 労働災害への補償制度の確立

### 3. 適正な契約制度の確立

これらの問題は、長年にわたり関係者間での協議が行われていますが、未だに解決のメドすら立っていません。これらの問題解決なくして業界の近代化、映画の振興はあり得ないともいえます。

#### ○著作権問題

現著作権法が昭和 45 年に制定されて以来、著作権のあり方についての協議が何回となく行われていますが、著作権の帰属を定めた第 29 条 1 項の存在が大きな壁となり、未だ解決に至っていません。

法改正を視野に入れた検討が必要と思われます。(資料 2 当協会の内部資料)

#### ○ 労働災害をめぐる問題

映画製作に従事しているスタッフは、製作現場で発生した傷害または死亡事故の場合でも、労働基準法上の労働者ではないという認定に基づいて、労災保険の適用外となっています。

製作現場の実態とスタッフの雇用関係等を調査し、労働災害時の保障制度の確立を図る必要があると思います。

## ○ 適正な契約制度の確立

映画製作に参加する場合、製作会社との口約束、または極めて不備な契約等によりトラブルが発生した場合の解決を困難にしているケースが多発しています。

適正な契約制度の確立は、相互の信頼関係を成立させるために不可欠であり、業界の明朗化、近代化にも寄与できるものと考えます。

適正な契約制度の確立をめざして製作会社とスタッフ間の努力を期待します。

## 3. デジタル・アーカイブについて

映画が誕生して 100 余年、この間映画はフィルムによる製作・上映が行われており、世界各地で大きく発展してきました。

最近は、電子機器の開発によるデジタル技術を用いた映画の製作や上映が試みられるようになりました。

デジタル技術の開発は、これまで困難であった合成技法が比較的容易にできるようになり、フィルムのキズや色の補正も可能になりました。

この様なことから、従来のフィルム作品のデジタルへの変換が行われる様になり、デジタル化した作品の保存、いわゆるデジタル・アーカイブの可能性が問われるようになりました。

映画を保存するということは、素材や方式の如何を問わず、映画製作時の技術的諸条件を損なうことなく長期にかつ安定した状態で保存することと、必要に応じて利用再生、復元する場合は、いずれの素材に変換するとしても、創作時の状態に再現し得ることが基本的な条件と考えます。

現在、デジタル技術を用いた映像製作や上映は、多様な規格や方式により行われていますが、デジタルによる映画の保存を実現するためには、保存に必要な基本的条件を満たし、かつ現在の多様な規格や方式をフィルムの場合と同様に統一することができるのか、そのための調整は可能なのか。

映画という貴重な文化遺産を守り、継承していくためには、従来のフィルムによる保存も視野に入れながら、デジタル技術を用いた保存の可能性について、関係者による調査、研究が必要と考えます。

# (参考)

日活芸術学院

高村倉太郎先生

2003年10月28日  
株式会社ナムコ 会長付 特命担当  
一木 裕佳

## コンテンツビジネス振興に係る課題

### <意見・要望>

#### ① 若手の人材育成のための支援をより一層充実させてほしい。

文化省主導にて、ここ二、三年間に支援内容の充実が年々漸的に図られたことは大変喜ばしい。  
しかし、それでも人材育成に関してはまだまだシステムとしても不完全な感が否めず、まだまだ十分とは言えない状況にある。  
技術力と経験を持つ「匠」である人材の有効活用や、学校間の連携の強化による総合力の向上、また教育内容の充実など、総合的観点に立った抜本的な対策を講じてほしい。

#### ② 映像先進諸外国に対抗できる人材を育成する重層的教育を担えるアカデミーを創設してほしい。

国内には約40を超える映像教育を学ぶ学校（大学・専門学校）があるが、映像先進諸外国における教育に較べ日本の映像教育は薄く浅い感が否めない。  
その理由は複数あるが、まずは教育機関が産業の現場、すなわち撮影所と同じ場所に無いという産学共同環境整備の不備というものが大変大きな要因であると考える。  
また、机上の理論教育に偏重したり、実践実技教育に偏重したりと、バランスのとれた重層的な教育機関の乏しさを不満に思う。  
先進諸外国では、実践教育は勿論、哲学や精神論など、国立大学や大学院に高度な学術研究や教育を行う機関が必ず存在している。日本にはそれが無いのである。  
また、産業育成の観点から見て、眞のプロデューサー育成が急務である。  
アニメのヒットに代表されるが、今後、デジタル時代を迎え、映像コンテンツ産業は市場がより国際的になるため、専門の法的知識を有し、専門のビジネス能力（投資・製作・回収・著作権商取など）に長けた人材育成を行わなければならないからである。  
また、一旦社会に出た者が、もう一度更に学ぶ、いわば再教育の場も必要である。  
それから例えば、監督になるための教育を受けた者が、プロデューサーの教育を受けたい、と思った時に、簡単に学べるシステムの構築も必要である。  
今、最も必要で、迅速に手を入れて抜本策を講じていただきたいのは、何よりも人材育成であると考える。  
そのためには、国立アカデミー設立とその横に国立撮影所を併設するという構想が理想であるが、現実的に限りなく近い形で産学共同事業か何かで補えるプランが無いのか、是非真剣に取り組んで頂きたい。  
そして、教育（材料）の観点から見ても、映像作品の収集・保存は国が責任をもってやるべきであると考える。  
健全な人材育成業を講じないまま、単なる場当たり的な施策だけを講じていけば、映像産業に未来は無い。  
映像産業の長期的な将来展望を考える時、その根幹に当たるのは人材育成に他ならないからである。

以上

## 「日本映画・映像」振興プラン

## ◆ 予 算

平成16年度概算要求総額 38億円（前年度予算総額 19億円）

※印：既存事業の組替えによる新規扱い

1 魅力ある日本映画・映像の創造	16年度要求額 （前年度予算額）	1,930百万円 1,415百万円
------------------	---------------------	----------------------

## ○事業の概要

我が国の映画水準の向上や新人監督等の育成、地域の活性化などを目的とした製作支援等を行うとともに、顕彰の実施などを行う。

## ○事業の内容

- |  |                    |
|--|--------------------|
| ① 映画製作への支援   | 1,274百万円（1,274百万円） |
| ア、映画製作への重点支援   | 849百万円（849百万円）     |
| 意欲的な映画製作への取り組みにより、我が国の映画芸術の水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術団体の活動を支援する。        |                    |
| イ、新人監督やけりわけを経た作品の製作支援  | 122百万円（122百万円）     |
| 優れた人材を発掘、育成するため、新人監督等の映画製作を支援する。                                       |                    |
| ウ、地域において企画・制作される作品の製作支援  | 303百万円（303百万円）     |
| 地域の活性化に資するため、地域において企画された映画、地域を題材に制作された映画等を支援する。                        |                    |
| ② 先駆的・実験的な創作企画への支援   | 380百万円（新規）         |
| メディア芸術の優れた作り手の創作企画について支援する。  |                    |
| ③ 映画撮影・編集の高度化  | 104百万円（新規）         |
| ア、フィルムコミッショングの活動支援   | 95百万円（新規）          |
| フィルムコミッショングの行う各地でのロケーション誘致への取り組みを支援するとともに、国際的なフィルムコミッショングネットワークの構築を図る。 |                    |
| イ、デジタル編集合成技術の調査研究  | 9百万円（新規）           |
| 映像素材を基に映画などの映像作品を創作するためのデジタル編集設備の効果的な活用及びそれに伴う人材養成の方策について調査研究を行う。      |                    |

④ 映画・映像等の顕彰	172百万円(新規)
ア、メディア芸術祭の開催	153百万円(新規)※
優れたアニメーションやデジタルアート等の新しいメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する。	
イ、文化映画賞	19百万円(新規)※
優れた我が国の映画及び映画界に功労のあったものを顕彰する。	
⑤ 前年度限りの経費	0百万円(141百万円)

2 日本映画・映像の流通の促進	16年度要求額 (前年度予算額)	1,054百万円 318百万円
-----------------	---------------------	--------------------

#### ○事業の概要

日本映画がより多くの上映機会に恵まれ、海外にも市場が広がるよう、国内における上映・映画祭支援や海外への発信支援を行う。

#### ○事業の内容

① 海外映画祭への出品等支援	122百万円(77百万円)
海外映画祭において、優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、出品等を支援する。	
② 海外のメディア芸術祭への参加等の支援	13百万円(新規)※
我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供する。	
③ 国内上映・映画祭の支援	769百万円(241百万円)
ア、国内上映支援	122百万円(122百万円)
上映の機会に恵まれない優れた日本映画の上映を支援する。	
イ、新たな映画配給ネットワークの構築	188百万円(新規)
従来の日本映画の配給・上映システムによらない、上映事業者の行う映画上映活動に対して支援する。	
ウ、国内映画祭支援	459百万円(119百万円)
国内における映画祭の実施を支援する。	
④ 「日本映画情報システム」の開発・整備	150百万円(新規)
映画作品に関する情報提供や映画製作者と上映事業者等との交流の場として、インターネット上に「日本映画情報システム」を設ける。	

3 映画・映像人材の育成と普及等	16年度要求額 (前年度予算額)	252百万円 0百万円
------------------	---------------------	----------------

#### ○事業の概要

映画関係団体等が行う人材育成事業を支援することで、我が国における映画・映像人材の養成機能を高める。また、子どもが映画館等で日本映画に直接触れる機会を設けることによ

り、日本映画に親しみ鑑賞する素地を培うとともに、将来の鑑賞者・創り手を育成する。

○事業の内容

- ① 映画関係団体等の人材育成事業の支援 148百万円（新規）  
映画関係団体等の人材養成機関が行う人材育成事業等を支援する。
- ② 子どもへの日本映画の普及 104百万円（新規）  
ア. 子どもの映画鑑賞・鑑賞推進のための普及事業 84百万円（新規）※  
映画館等における鑑賞機会を提供し、子どもたちに映画に対する興味を持たせ、映画を愛する心を育てる。
- イ. 映画普及指導者データベースの開発 20百万円（新規）  
子どもたちの映画への意識や映像製作体験及び映画鑑賞事業の実践事例の調査等により、映画を教材とした体験活動を行う際に必要なデータベースを作成する。

4 日本映画フィルムの保存・継承	16年度要求額 (前年度予算額)	581百万円 134百万円
------------------	---------------------	------------------

○事業の概要

我が国の貴重な文化遺産である映画フィルムの確実な収集・保管を進める。

○事業の内容

- ① 映画フィルム保存記録推進事業 501百万円（54百万円）  
我が国の文化遺産である映画フィルムを後世へ確実に継承するため、国立の映画専門機関である東京国立近代美術館フィルムセンターが収集し保管する事業を実施する。
- ② 映画フィルムデジタルアーカイブ化推進事業 80百万円（80百万円）  
デジタル技術を活用し、映画フィルムを半永久的な保存及び修復・復元するとともに鑑賞機会の拡大を図る。また、所蔵フィルムに関する情報のデータベースをホームページで公開する事業を実施する。

◆ 税 制

平成16年度実現に向け財務省へ要望中

- ◎ 映画等の映像作品に係る製作環境の高度なデジタル化を促進し、質の高い作品の製作を促進するため、デジタル編集設備の取得（リースを含む）の際の税制上の優遇措置（法人税額の10%控除又は減価償却の50%上積み）を創設する。

◆ 融資

平成16年度実現に向け財務省へ要求中

- ◎ 映画等の映像作品の製作・流通を促進するため、映画製作会社が作品を信託する信託会社等に対し日本政策投資銀行が融資を行う制度を創設する。

## 資料(2)

### これだけは知りたい著作権をめぐる諸問題 これまでとこれから

日本映画撮影監督協会  
理事長 高村 伸太郎

映画は、スクリーン上映以外に、テレビ放映やビデオ化など多くの映像メディアに変換され、その利用の多様化が急速に進んでいる。

それに伴う二次的利用の権利や追加報酬のあり方が問題視され、今、適正なルール作りを目指して様々な検討が行われている。

協会は、これらの動きを的確に捉え、関連団体と協力しながら協会員の権利と利益を守るために積極的に取り組んでいるが、それらの実状を正しく認識するためには、これまでの経緯も知っておく必要がある。

今回は、これまでの協会が取り組んできたプロセスや問題点を取り上げ、著作権をめぐる問題に対する認識を深め、今後の協会活動への理解と力強い支援をお願いしたいと考えている。

著作権法（昭和45年5月8日 法律第48号） [抜粋]

#### 第2節 著作者

##### 第16条（映画の著作物の著作者）

映画の著作物の著作者は……（中略）……製作、監督、演出、撮影、美術等を担当して、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする

#### 第3節 権利の内容

##### 第29条（映画の著作物の著作権の帰属）

映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し、当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する（以下略）

これが著作権法に示されている著作者と著作権の帰属に関する条文である。これによつて、我々は著作者であるが著作権者ではないということが明確化されている訳である。

## I. 現著作権法制定の経緯とその後

本来、著作者がもつべき著作権が、なぜ映画のみがこの様に一方的に製作側に帰属することになったのか。それには昭和45年の現著作権法制定時の経緯を知る必要がある。

旧著作権法は、明治32年（1899年）に制定され70年にわたって我が国の著作権関係を規律し続けてきたが、著作物の複製手段が高度に発達し、著作物利用の機会が著しく増大した現代社会の実態に即応しえなくなったことから、その修正作業を昭和37年に開始し、著作権制度審議会の審議に4年、立法作業・関係団体等との意見調整・国会審議に4年、計8年を経過し、昭和45年4月28日新法の制定を見たのである。

この間の関係団体等との意見の調整の中で、映画の著作者として推定される監督、撮影監督、美術監督は、衆参両院の文教委員会に於いて、それぞれの職能や責務と権利について主張を述べ、理解を得るために懸命な努力を行ってきた。

これに対し、財産的価値のある著作権の独占を図る製作側は、スタッフが多くの部門に分かれていることを指摘し、もしスタッフ側が権利者となつた場合は映画利用の際、その許諾をそれぞれのスタッフに個別に行わなくてはならず、手続きその他が極めて煩雑になり、しいては映画の円滑な流通を阻害する恐れがあることを強硬に主張した。

結果としてはこの製作側の主張が認められることになり、映画利用の際の権利関係の処理は全て製作側に一本化することに決まり、前記の第29条が制定されたのである。

しかしこのような第29条の制定に対し、文教委員の一部には、将来検討する必要があるのではとの声もあり、衆参両院の文教委員会では「映画の著作権の帰属や著作物利用手段の開発に対処し得る措置を、時刻を失すことなく検討を継続する」ことを昭和45年の国会附帯決議で決定している。

われわれは、映画の著作権を一方的に取り決めている第29条は不当であり、撤廃すべきであると機会ある度に要望書などを提出し、関連する諸団体と連携しながら様々な運動を展開してきたが、現在、未だに具体的な成果を見るに至っていない。

## II. 日本映画撮影監督協会と映連との団体交渉

昭和40年代に入り、邦画の不振、映画企業の倒産、スタッフのフリー化など、我々をめぐる環境がしだいに厳しさを増していく中で、従来の撮影所技師会を中心に、各企業毎に行ってきた契約条件の改善交渉などが行き詰まりを見せ始める一方、増え続けるフリー協会員の生活を守るために、協会が中心となって映連などと団体交渉を行う必要に迫られてきた。そのためには、撮影監督の親団体として発展してきた協会をまず法人組織にし、必要な相手と団体交渉が行なえる権利を確立することが必要となり、種々検討した結果、昭和44年、協同組合日本映画撮影監督協会として法人組織化し、厳しい環境の中で協会員の生活と権利を守る闘いがスタートを切ったのである。

しかしながら、組織を法人化したからといって、すぐにいろいろな問題が解決される訳ではない。

昭和45年、新著作権法が制定されたのを機に、監督協会とシナリオ作家協会は、旧作のテレビ放映に関する二次的利用についての追加報酬の支払いに関し、映連と団体交渉を開始した。

当協会も前記協会と同様に、昭和46年、「旧作映画のテレビ放映に関するお願い」と題して、映連に対し、

- 1 旧作のテレビ放映に関する二次的使用料として、カラー作品 100,000円、白黒作品 60,000円
- 2 放映作品についての連絡又は通告
- 3 シネスコ・サイズのトリミング等、作品の他メディアへの変換には、必ず担当撮影監督が技術的処理を行うこと
- 4 シネスコ・サイズ等で撮影された映画は、放映時にオリジナル画面比を変更してある旨、表示すること

などの要望書を提出した。

又、これと同時に、

- 1 統一契約書の使用について
- 2 撮影契約により会社が取得する権利の範囲について
- 3 映画の同一性保持（著作者人格）について
- 4 専属料の最低額について
- 5 撮影担当料の最低額について
- 6 最低補償本数について
- 7 標準拘束期間について
- 8 超過撮影担当料（オーバーギャラ）について
- 9 危険手当、早朝／深夜手当について、
- 10 撮影中止の場合の補償担当料について
- 11 災害保険への加入について
- 12 撮影中の休暇について
- 13 映画公開時の氏名表示（人格権）について

などについて協議を行うよう要望すると共に、

- 1 統一契約書 A案（専属契約者用）
- 2 ノ B案（非専属者用）

の統一契約書案を文書化し、映連に提出、検討を要請した。

しかしながら、協会が前記文書を提出し約6ヶ月を経過したにもかかわらず、映連側は何の説明もなかったので、昭和47年、映連の不誠意と交渉の進展について映連側の説明を求めた。

これに対し映連は、その非を認め陳謝したが

- 1 当協会の要望が、労働協約的色彩がうかがわれる所以、映連側の一部の人が難色を示している
- 2 現在シナリオ作家協会と交渉中なので、同時にニ協会との平行同時交渉は困難であり、シナリオ作家協会との交渉が終結した後、貴協会との協議に入りたい
- 3 契約については、原作、脚本、監督、技術と4フォームを考えているが、撮影と美術は著作者の立場を認めた形で、他の技術とは違うフォームになっている。しかし、現在まだ検討中なので案を提示するわけにはいかない

など、全く誠意のない回答に終始した。

何れにしても、交渉の進展を図るために、映連の案を早急に提示して交渉を促進したいと申し入れ、映連側も同意した。

昭和47年12月末になって、映連側の契約書案がやっと提示されたが、映画の二次的使用に関しては、

第2条 乙は甲がこの映画著作物を公衆に提供し提示することを了承する

- 2 乙はこの映画著作物を甲がその著作権の存続期間中、国内外を問わずあらゆるゲージのあらゆる媒材を使用して複製し、かつ、それらの複製物を販売し、配給し、上映し、放送するほか、現に知られている、ならびに将来開発される、あらゆる種類の手段方法によって利用することを了承する

となっている。

これは著作権法の29条に基づいて、映画に関する権利は全て会社側に帰属することを一方的に認めさせようとするものである。

この映連が提示した契約草案は、これわれわれにとって多くの問題点を含んでいるものではあるが、これをたたき台として協議を始めることになった。

われわれは、先に協議を終了している監督協会の契約書を参考に、われわれの主張を入れるなどして協議に組み、スローペースではあったが前記第2条を残し、90%以上の部分で双方の合意を見るに至った。

その後第2条に関しては、映連側は第29条をたてにこれの修正を一切拒否し続けてきたので、監督協会の場合と同様に二次使用の際の取り決めは、別途申し合せ書によって処理したいと申し入れたが、映連側は、監督の場合は従来の慣例にしたがって行っているので著作権上の問題ではないと返答したのみで、当方の申し入れに対し、具体的な意思表示もなく、交渉は中断された。

その後、当協会より再三交渉の再開を求めて映連に要望してきたが、なんらの反応もなく数年を経過していった。

昭和55年11月、当協会より代表3名が映連に赴き、協議の再開について映連側の説明を求めたが、この時点でも何ら具体的な反応は得られなかった。

しかるに翌56年、映連側の交渉の主要メンバーの交代、及び制作会社の内部事情の変革を理由に「これまでの交渉結果を一朝白紙に戻し、今後の話し合いは、各企業毎の個別交渉に変更する」との一方的通告をしかも電話連絡により行ってきた。

協会は直ちに申入書を作成し、これまで8年にわたる双方の努力を無にする暴挙であり映連側に強い怒りと不信の念を抱かざるを得ない、ただちにこの一方的な通告を撤回し、誠意をもって協議再開に応じるよう要望すると共に、

- 1 基本的には契約は個々の合意により締結されるものであるとの認識をもっているが、撮影担当に関し、製作ならびに利用過程における共通の問題の処理は、製作会社の連合体である映連と当協会の間で協議し、明解かつ統一的に処理することが双方の利益に合致するものと考え、今まで努力を継続してきた。この点に関して映連側はどのように考えているのか。
- 2 8年間にわたり継続してきた実績を一方的に破棄し、交渉方式を変更せざるを得ない事情、また変更した場合、両者間により多くの利益があるとすればその理由。
- 3 これまで行ってきた他団体との交渉方式も、今後当協会の方式と同一のものとするのか。
- 4 映画製作ならびに利用の多様化が進む中で、問題処理についてどのような対応をしていくつもりなのか。

などの質問項目をあげ、文章による解答を求めたが、現在に至るまで全く解答を示されていない。

このような交渉過程をみてもわかるように、映連側は、映画の著作権は第29条に明示されているように、権利は全て製作会社のものであり、スタッフ側には一切ないという原則を変える意思は全くもっていない。但し、監督については、二次的利用に関しはある程度の追加報酬を認めないと、将来の映画製作に支障をきたす場合もあり得ることを想定して、契約書ではなく別途申し合せ書により、二次的利用の問題を統一的に処理する方が双方の利益になるとの判断があったのではないかと推測される。

映画が商業主義的発展を遂げる中で、監督や俳優とスタッフに対する価値観などの認識に差異があることは事実で、これらの厳しい壁を乗り越えるには、単純に「権利がある」「交渉権がある」等の公式論だけでは相手側を説得することは難しいことであることを認識しなくてはならない。

### III. 映画の二次的利用の現状と対応

近年の目ざましい技術革新は、多くの映像メディアを開拓し、映像利用の面での多様化が進んでいる。その中でもテレビ放送や衛星放送に使用される映画は、急速な伸び率を示している。

NHKが発表した映画の利用は、

【衛星放送】

	平成元年度	平成2年度	平成3年度
日本映画	131本	131本	111本
外国映画	190本	327本	393本

【地上波】

	平成2年度	平成3年度
	9本	12本
	22本	38本

また民放連の発表によると、劇場用映画の放送本数は、民放局1社当たり1週間2~7本であるという。これを基にキー局5社の年間利用本数を集計してみると、最も少なく見積もっても約500本、最大1750本、この内、外国映画が7割と考えてみても、日本映画の年間利用本数は150~525本、NHK分を加算すれば250~650本の利用ということになる。これにビデオ化されて販売されているものを含めると、年間膨大な数の日本映画が多数の映像メディアに変換されて利用されることになる。

このような映画の二次的利用の実態を知り、しかもわれわれはそれらに対し、全く権利もないし、追加報酬的な経済措置もなされていないとすれば、だれもがそれはおかしいと思うのが当然ではないだろうか。

さる平成4年3月、著作権審議会第1小委員会は、著作権制度上の当面解決すべき課題として「映画の二次的利用に伴う実演家（俳優）や映画監督などの権利」について、文化庁に研究、検討を要望した。

文化庁はこれを受けて、平成4年5月「映画の二次的利用に関する調査研究協議会」を設置（委員長：阿部清二、岡山大学名誉教授）、協議が開催された。

協議会委員として、

製作者関係：映連会長 岡田茂 同理事 徳間康快 同配給部会代表 鈴木常承

独立プロ代表 伊藤武郎、荒戸源次郎

放送関係：NHK 射場俊郎 民放連 小山和彦 ATP副会長 村木良彦

監督協会：理事長 大島渚 同常務理事 石田勝心 同理事 山際栄三  
同事務局長 南場雄二

実演家関係：芸團協専務理事 小泉博 同常任理事 江見俊太郎 同理事 二谷英明  
同事務局長 棚野正士

学識者関係：岡山大学名誉教授 阿部浩二 学習院大学教授 野村豊弘  
青山学院大学教授 幸田正夫 弁護士 松田政行

以上20名が選出された。ところがこれを見てもわかるようにスタッフ側は一人も委員として選出されていない。

当協会はただちに文化庁に対し、監督と共に共同著作者である撮影監督が委員に選出されていないのは如何なる理由なのかと抗議の申し入れを行った。

これに対し文化庁は「監督は映連と二次的利用についての覚書をかわしており、具体的な実績をもっているが、スタッフ側はまだその点が未解決なので、委員には選出しなかった。しかし、貴協会の申し入れもあるので、オブザーバーとして出席されるのはけっこうです」という返事である。

第16条に共同著作者として名を連ねているから、監督と共に声がかかるのではなどという甘い期待は全く通用しないのだという厳しい現実を、改めて認識する必要がある。

協議会では、著作権法の改定に関する検討は行わないという前提があり、あくまで二次的利用の実態を解明し、今後の関係のあり方を協議するというのを目的としている。

従って、著作権法上の基本的な権利関係はそのままで、二次的利用の今後の展望や、諸外国の法制ならびに契約の現状などをふまえて、どのような関係のあり方が適正であるかを検討することになる。そこでスタッフ側がなんらかの形で権利を得るために既に実績のある監督は別として、関係スタッフが一つに纏まる必要がある。

1992年7月「日本映画メインスタッフ連絡会」が発足したのは、そのためである。これによって9月の第3回協議会よりメインスタッフ代表として、私が正式に委員として参加することになった。

協議会は映画製作関係（映連及び独立プロ）放送関係（NHK、民放連、ATP）CATV関係、監督及びメインスタッフの各代表と実演家のヒヤリングの後、今後の協議の進め方などの検討を行った。

これまでの各代表のヒヤリングによると、当然のことながらそれぞれの立場での権利主張などが主で、見解は一致していない。実績のないメインスタッフにとっては、厳しい状況下の闘いになることが予想される。

#### IV. 映画問題対策協議会の発足

前述の「映画の二次的利用に関する調査研究協議会」がスタートした後、監督、メインスタッフ、芸團協の3団体は、この協議会で統一的な対応を行うために協議会開催前に会合をもち、議題を検討し、3団体の基本的な統一見解をまとめ、協議会に臨むよう会合を重ねてきたが、将来的にも共通の問題に対し、協力し、それぞれの団体を支援していくために、「映画問題対策協議会（略称：映対協）」の設置を決め1992年7月正式に発足した。

映画の利用が多様化している現在、それにかわる権利処理も次第に複雑さを増し、関連する団体の共同研究、協議及び具体的処理を統一的に効率化する必要が望まれ、映対協もそのための機関として、今後の活発な活動が期待されている。

今、映画にかかわる諸問題が社会問題になりつつあり、衆参両院の超党派の議員で組織されている音楽議員連盟（会長：桜内義雄）映画議員連盟（会長：小淵惠三）なども、著作

権問題や映画の振興に大きな感心を示し、我々との対話を広げようとしている。

映画の問題は、もはや一個人、一団体では対応しきれない程複雑化している。それだけに関連する団体と協力して対応することが、ますます必要不可欠となっている。

協会員の一人一人は自分達の問題を解決するために広く周囲に目を向け、様々な問題に対する認識を深め、的確な対応が行なえるよう努力することが急務となっている。

## V. 文化庁の新懇談会発足

前にも述べた通り、映画の二次的利用における適正なルールつくりを意図して発足した「映画の二次的利用に関する調査研究協議会」は、発足以来、著作権法第29条により獲得している著作権を守ろうとする製作会社側と、二次的利用に関する適正なルールを確立しようとする監督、メインスタッフ側との主張が対立したまま、2年以上20回に及ぶ協議を重ねたにもかかわらず、何らの成果もないまま解散するという結果となってしまった。

これを見ても第29条の存在が大きな壁となっていることがよくわかる。

文化庁は、これらの経緯をふまえ、かつ、デジタル化による映像利用の多様化が進む現状を考慮し、著作権法の改正をも視野に入れた幅広い論議により、契約の近代化、二次的利用の適正なルールつくりを意図して、新たに「映像分野の著作権に係わる諸問題に関する懇談会」を1997年11月に発足させた。

懇談会委員は次の通りである。

座長	半田 正夫	(青山学院大学教授)
委員	秋田 完	(ATP専務理事)
"	安念 潤司	(成蹊大学教授)
"	石川 敏彦	(日本映像ソフト協会会长)
"	大久保賢一	(映画評論家)
"	大林 丈史	(日本俳優連合 専務理事)
"	岡田 茂	(日本映画製作者連盟 理事)
"	岡田 裕	(日本映画製作者協会 理事)
"	恩地日出夫	(監督協会 著作権委員長)
"	斎藤 博	(筑波大学教授)
"	佐藤ギン子	(証券取引等監視委員会委員)
"	佐藤 忠男	(映画評論家)
"	杉井キサブロウ	(アニメーション映画監督)
"	高野 悅子	(フィルムセンター名誉館長)
"	高橋 幸雄	(民放連著作権委員会)
"	高村倉太郎	(撮影監督協会理事長)
"	田中千世子	(映画評論家)
"	棚野 正士	(芸術協専務理事)
"	田名部研吾	(NHK著作権契約部部長)
"	中山 信弘	(東京大学教授)
"	三山 裕三	(日弁連 知的所有権委員)
"	森 光子	(俳優)

吉田 茂 (国立教育研究所長)  
オブザーバー 梅本 和義 (外務省経済局国際機関課長)  
高橋 牧人 (通産省文化関連産業課長)  
吉崎 正弘 (郵政省放送行政局ソフト振興室長)

懇談会は本年6月現在6回行われ、1999年3月終了の予定である。

私は、メインスタッフの立場として、著作権法第29条を撤廃し、著作者に著作権を戻した上で、映画の円滑な流通ならびに二次的利用の適正なルール作りについて協議を行うべきことを主張している。

現在、WIPO、国際条約などの各国の状況を見ながら、わが国の制度を見直すことで協議が進められている。

## ◎ 著作者人格権

今回は、特に映画の二次的利用の問題を取り上げたが、我々には、これとは別に著作権法で認められている著作者人格権の問題がある。

著作者人格権については、協会員の皆さんには十分な知識を持たれていることと思いますが、アンケートの結果を見ると、人格権を適正に処理されている方がほとんどない状況がわかり、これを正当に実施することの難しさ、厳しさが改めて認識させられた。

御承知のように、著作者人格権には

- 1 公表権
- 2 指名表示権
- 3 同一性保持権

の三つがあるが、二次的利用に関係のある2と3について考えてみると、スクリーン上映を目的として撮影設計し、技術的表現が行われている映画をテレビ放映、又はビデオ化という他メディアへの変換、すなわち二次的利用を行う場合、撮影監督が意図した創作時の技術的情報条件をできるかぎり尊重し、メディア変換処理を行うことは当然のことであろう。そのためには、その作品を担当した撮影監督が変換処理に関与しその意図のもとに行わなければならない。

アンケート結果によると、ごく一部の協会員を除きその大部分は、メディア変換処理には全くタッチしていない。それどころか、自分の担当作品がテレビ放映、ビデオソフト化されることすら知らされていないのが実情である。協会は協会員の人格権を守るために、テレビ放映又はビデオソフト化する場合の担当者への通告とメディア変換処理にタッチすることを明記した統一契約書の作成を検討中である。

この統一契約書を相手の製作プロダクションに認めさせ、具体的実績を積み重ねることが何よりも必要であり、そのためには製作会社にこれを認めさせる交渉を行なう必要がある。これを実現させるためには、これまで個人の力で実施している協会員の具体的条件などが参考になることは当然のことである。協会員全体会の向上をはかる上で、協会員個々の協力が何よりも必要で、その積み重ねが実績となり、協会の力となることを全員で認識してほしい。

また二次的利用で全く通告もなく、メディア変換処理にもタッチしていなかった場合、その実態をそのつど報告し、著作者人格権の不当な扱いを訴える実態報告にまとめ、われわれの要求を正当化する運動も行なっていかなくてはならない。

著作権をめぐる様々な運動は、個々の積極的な行動によってのみ、その成果に結びつくものであるとの認識をもって、今後の協会活動への全面的協力を期待している。

## ◎ 協会の当面する目標

- 1 協会員一人一人が持っている著作者人格権を守り、映画の二次的利用に関するメディア変換処理は、担当した撮影監督が責任をもってあたるルールを確立し、メディア変換のための担当手数料の確保を目指す。
- 2 衛星放送などの映画の二次的利用の追加報酬の確保を目指して、メインスタッフは一致団結し、関連他団体との協力関係を強化し、二次的利用の適正なルールを確立する。
- 3 撮影監督の創作時のオリジナリティーを尊重し、スクリーン上映の際の画面比・コントラスト・色調・明るさなどの適正上映運動を推進させる。

1998年7月